

令和 2 年度社会福祉活動助成金事業 実施要項

地域福祉の推進を目的に、加古川市内の福祉施設及び福祉団体等に活動費の一部を助成します。

助成対象団体 加古川市内に所在する福祉施設、福祉団体、NPO 法人等
(社協から他の助成を受けている場合は、対象外です)

助成内容

- ① 高齢者を対象とする活動
- ② 障がい者・児を対象とする活動
- ③ 乳幼児・児童・青少年を対象とする活動
- ④ その他、住民全般の地域課題を解決するための活動

助成金額 1 団体につき、150,000 円を上限とします。
※助成は、経費の 7/10 以下とします。自己資金の確保が必要です。
※令和 2 年度共同募金配分金予算額の範囲内で助成額を決定します。
※1,000 円未満の端数は切り捨てです。

助成対象期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

申請期間 令和 2 年 4 月 1 日(水)～5 月 22 日(金) (期限厳守)

申請方法 以下の書類を社会福祉協議会の窓口に提出してください。

- ① 要望書 (様式第 1 号)
- ② 福祉施設・福祉団体等調書 (様式第 2 号)
- ③ 団体の規約
- ④ 令和元年度事業実施報告書・決算書
(総会等で承認されたもの。承認後に提出)
- ⑤ 活動状況がわかる資料 (チラシ・広報等)

審 査

第 1 次審査	書類審査
第 2 次審査	審査会による審査

助成金交付までの流れ

- ① 審査会で、助成金交付が認められた時は、決定通知書を送付します。
(令和 2 年 7 月上旬予定)
- ② 請求書を社会福祉協議会に提出します。

助成金交付時期 令和 2 年 7 月下旬 (予定)

※ 裏面へ続きます

対象経費

項目	備考
消耗器具備品費	事業に必要な消耗品及び器具什器の内、固定資産（10万円以上の器具又は備品）に該当しない物品の費用
材料費	行事等に必要な材料費
諸謝金	講師等謝金〈交通費を含む〉
印刷製本費	諸用紙及び関係資料等の印刷並びに製本の費用
広報費	パンフレット・機関紙・広報誌等、広報に要する費用
研修研究費	事業に関わる研修〈研究〉のための交通費及び研修〈研究〉参加費等
通信運搬費	事業に係る電話、電報及びFAXの使用料、インターネット接続料、切手代・葉書代等の通信運搬費
賃借料	機器等のリース・レンタル料、会場使用料等
会議費	会議でのお茶代、講師の賄い等
保険料	損害保険契約に基づく保険料
車両費	事業に要する車両の燃料費、修理費等
修繕費	事業に関わる建物、器具及び備品等の修繕費

※ 団体の運営費（人件費及び施設の管理維持費）、会員及び構成員同士の親睦に対する飲食費は対象外とします。

※ 政治活動・宗教活動・営利活動・その他、本事業の趣旨にそぐわないと判断される活動に関わる経費は対象外とします。

※ 広報費、賃借料等、業者に事業を委託し実施するものは、必ず2者以上の業者からの見積もりをお願いします。

事業報告

助成金を交付されたグループ・団体は、令和3年3月末日迄に下記の書類を提出してください。

- ① 社会福祉活動助成金事業実績報告書（様式第5号）
- ② 助成金の使途領収書（コピー可）
- ③ 助成金により購入した物品の写真または、活動記録写真

【問合せ・提出先】

〒675-8577

加古川市加古川町寺家町 177-12（総合福祉会館内）

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

担当：まちづくり・ボランティア推進係

電話 079-424-4318 / FAX 079-425-4711

この助成事業は、皆様からお寄せいただいた共同募金の
配分金の一部を活用しています。

